

○仁鮎・濁川地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

仁鮎・濁川地域

(集落) 10集落

中台、新丁、大町、横町、立町、小掛、鬼神、揚石、苅又石、濁川・釜谷

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	2	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	3	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 161ha

農地中間管理機構への集積面積 29.6ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者3名(うち地域外1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。